

排出事業者 様

鉄鋼スラグ・鋳物砂・耐火レンガ
リサイクルのご提案



アサヒコーポレーション株式会社
ASAHI CORPORATION, LTD.

— ASAHI BY THE SEA —



廃棄物の基礎知識（産業廃棄物とは？）

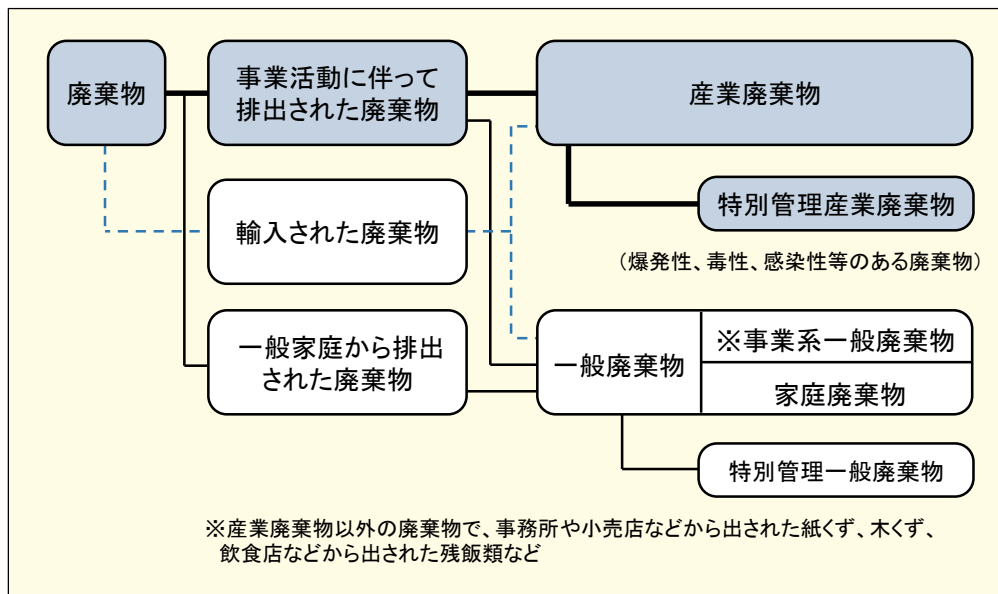
産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める20種類の廃棄物」をいいます。

その中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害が生じる恐れのあるものは「特別管理産業廃棄物（特管物）」として通常の産業廃棄物と比べ、厳しい処理方法が義務付けられています。

産業廃棄物と一般廃棄物の違いは
「処理責任が誰にあるか」になります。

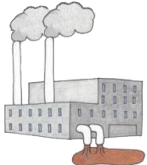
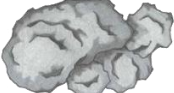
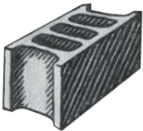
産業廃棄物	一般廃棄物
排出事業者 に責任	市町村に責任

産業廃棄物の処理を委託する場合、都道府県知事及び政令市長の許可を受けた許可業者へ適正に委託しなければなりません。





産業廃棄物の種類

燃え殻 石炭火力発電所から出る石炭がらやゴミを焼却した時の残灰など。 	汚泥 排水処理や工場などからでるで以上のもの。 	廃油 潤滑油、洗浄用の油、廃溶剤類、タールピッチ類など揮発しにくい廃油。 	廃酸 pHが2.0より大きい酸性の廃液。 	廃アルカリ pHが12.5より小さいアルカリ性の廃液。 
廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ・パッキン）など。 	紙くず 紙製造業、出版業、製本業などから出る紙くず。建設業から出る建築・解体に伴う紙くず。 	木くず 木材・木製品製造業などから出る木くず。建設業から出る建築・解体に伴う木くず。 	繊維くず 繊維工業から出る天然繊維くず。建設業から出る建築・解体に伴う繊維くず。 	動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物。 
ゴムくず 天然ゴムくず。 	金属くず 鉄くず、空き缶、ブリキ、鉄等金属の研磨くず、切削くずなど。 	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 破損ガラス、製造過程等で生じるコンクリートくず、レンガくず、陶器くず、磁器くずなど。 	鉱さい 製鉄所の炉の残さいなど。 	がれき類 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートやアスファルト破片など。 
動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿。 	動物系固形不要物 と畜場においてとさつ又は解体した獣畜および食鳥処理場において処理した食鳥の骨など。 	動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体。 	ばいじん 大気汚染防止法に定められている施設・業種等は産業廃棄物処理施設において発生するばいじん（コンクリートやアスファルト破片など）。 	13号廃棄物 産業廃棄物の処理により発生するもの。（コンクリート固形状物など） 

□: 当社保有許可品目(4種類) ※中間処理



当社で処理可能な産業廃棄物(許可品目4種類)

1. 鉬さい



鉬さいとは、電気炉または高炉を用いた製鉄工程で除去される不純物「スラグ」や、鑄造製品の鑄型として使われた「鑄物砂」などを指します。リサイクルの方法としては、再生砕石として道路などの素材である路盤材や、セメント原料に再生されています。

鉬さいの具体例

高炉・転炉・電炉等のスラグ(残さい)、ボタ、不良石炭、粉炭かす、鉬じん、
廃鑄物砂、アルミドロスなど

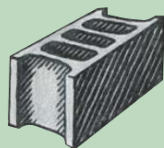
※当社ネットワークで上記以外の産業廃棄物(廃プラ、木くず等)もコスト削減・適正処理をご提案可能です。



当社で処理可能な産業廃棄物(許可品目4種類)

2. がれき

工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートやアスファルト破片など。



工作物の新築・改築・又は除去によって発生したコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片など



3. ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず

破損ガラス、製造過程等で生じるコンクリートくず、レンガくず、陶器くず、磁器くずなど



ガラス類(空き瓶・板ガラス等)、陶磁器くず(土器・陶器くず)、レンガくず、耐火レンガくず、石膏ボードくず、など



4. 金属くず

鉄くず、空き缶、ブリキ、鉄等、金属の研磨くず、切削くずなど



鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、鉄骨鉄筋くず、足場パイプ、保安堀くずなど



※当社ネットワークで上記以外の産業廃棄物(廃プラ、木くず等)もコスト削減・適正処理をご提案可能です。



産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、最終処分あるいはリサイクルしやすくするために、産業廃棄物の大きさを小さくしたり（減容）、再利用できるものを取り分けたりすること（選別）が必要となります。このように、産業廃棄物に対して物理的、あるいは化学的なエネルギーを加え、産業廃棄物の状態を変化させることを中間処理といいます。中間処理には、最終処分やリサイクルのための前処理という、重要な目的があります。中間処理には、次のとおり、産業廃棄物の減容を主な目的とする「破碎」、「焼却」や「脱水」、産業廃棄物の無害化を行う「中和」や「溶融」、産業廃棄物をリサイクルするために分別する「選別」など、さまざまな処理方法があります。

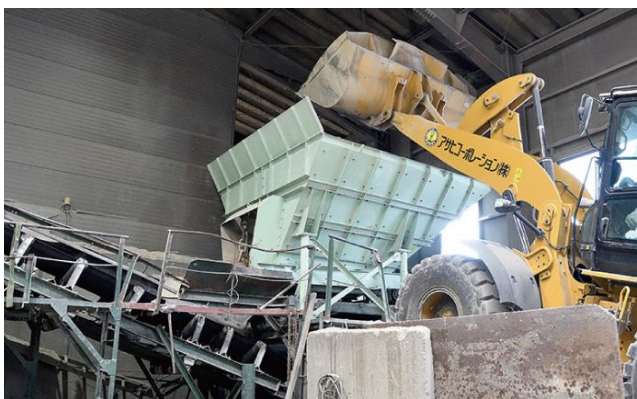
中間処理の区分	具体的な処理方法
破碎	産業廃棄物を細かく砕いて容積を小さくする方法（減容化）
焼却	産業廃棄物を焼却することにより、廃棄物の量を減らす処理方法（減量化）
脱水	脱水機を用いて汚泥の水分を飛ばし、汚泥の重量と容量を減少させること
中和	廃酸や廃アルカリなどを中性近くまで中和する処理方法
溶融	廃棄物を1400度以上の高温で加熱し有機物を燃焼させ、無機物をガラス状のスラグ化する処理方法
選別	廃プラスチック類や紙くずなど、様々なものが一体となって生じる産業廃棄物を、適切な処理やリサイクルを進めるために種類ごとに分類すること

当社では「破碎」を行っています。

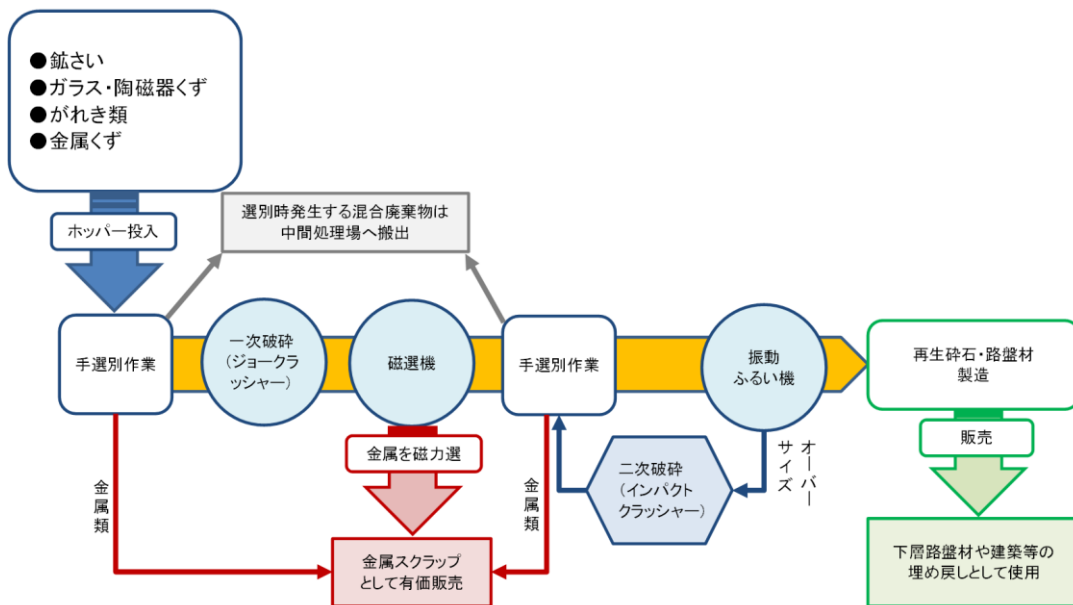
当社における産業廃棄物の処理方法（中間処理）

破碎処理

中間処理の目的は、産業廃棄物を選別したり、焼却・破碎・溶融したりして廃棄物の重量や容量を少なくすることです。廃棄物を減量・減容化することで、最終処分場がすぐにいっぱいになってしまうことが防げます。破碎とは産業廃棄物を砕くことを指し、細かく砕くことで廃棄物の容積が小さくなり、減容化できます。



【リサイクルプラント処理工程図】



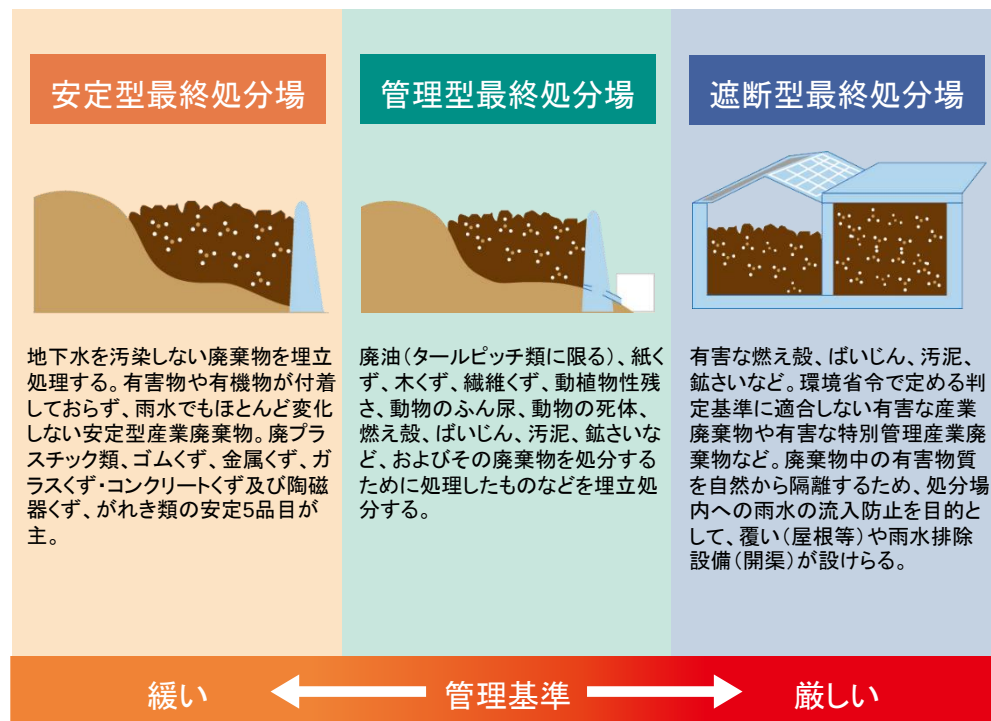
産業廃棄物の処理方法（最終処分）

最終処分場の分類

「最終処分」とは、産業廃棄物を適切に処理したうえで、土の中に埋め立てたり、海に投棄して、その場所で産業廃棄物を保管し続ける処理方法のことです。

最終処分の目的は、産業廃棄物を安定化させることです。安定化とは、産業廃棄物をそれ以上変化せず、周囲の環境にも影響を及ぼさない状態にすることです。具体的には、土の中で産業廃棄物の有機物が分解され土に還るような状態です。

この状態になると、埋め立てられた産業廃棄物は、それ以上腐敗などの変化を起こさなくなり安定した状態となります。



産業廃棄物の種類や性状によって、安定化するのに必要な期間は異なります。そして、「最終処分」をするためには最終処分場が必要となりますが、この最終処分場には、埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、「安定型」「管理型」「遮断型」の3つの種類があり、それぞれ必要な処分場の構造や埋め立て可能な廃棄物に違いが出てきます。アサヒコーポレーションでは、最終処分による地球環境への負荷を掛けないよう、中間処理（破碎）後再生路盤材として販売、使用後も何度も掘り返してリサイクルできる素材として生まれ変わります。



優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。**大阪府下の産業廃棄物処分業者で優良産廃事業者認定を受けているのは全体で約400社のうち約5%程度**となっております。



優良認定業者の特長

1

実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく遵法性の高い産業処理業者と言えます。

2

事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

3

環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4

電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。

5

財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。



当社産業廃棄物処分量許可証(優良認定業者)

許可番号第 6620102458 号

産業廃棄物処分量許可証

住 所 大阪府大阪市港区弁天一丁目2番1号ORCオフィスタワー16階

氏 名 アサヒコーポレーション株式会社

代表取締役 太田 泰裕

産業物の処理及び汚染に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 令和3年6月23日

許可の有効年月日 令和10年5月14日

1. 事業の範囲
事業の区分：中間処理
処分の方法：焼却
産業廃棄物の種類
1. 金属くず 2. ガラスくず 3. 紙くず 4. 繊維くず
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設
(1) 施設の種類：焼却施設
(2) 設 置 場 所：大阪市此花区桜野2丁目1番60号
(3) 設置年月日：平成18年5月10日
(4) 処理能力：1. 200トン/日
(5) 許可年月日：平成18年1月10日
(6) 許可番号：第392号

3. 許可の条件
事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況
平成18年5月15日 当初許可
令和3年6月23日 許可更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**
- したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、**この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。**そうなれば、**多額の撤去費用を負担**することになったり、**社会的信用の失墜**につながりかねません。現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって**決して他人事では済まない**のです。



産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- したがって、委託先の産廃処理業者を**処分料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要**があります。
- 優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、**信頼できる産廃処理業者**であるといえます。
- また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の**注意義務が果たされていることを示す一つの要素**として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。
- 平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行う**ことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



当社リサイクルの三大メリット

MERIT

1

コストダウン＜埋立処理(フェニックス)よりトン平均3割以上安い料金で提供可能＞

当社は産業廃棄物中間処理における**優良認定業者**であるため、排出企業様と直接お取引させて頂くことで、中間マージンを掛けずにコストダウンを実現するとともに、高い透明性を確保しておりますので、お互いに安心・安定した関係を築くことが可能です。

MERIT

2

一極集中によるリスク回避 ◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

ここ数年、排出事業者様から処理事業者の複数契約でリスクを分散したい問い合わせが増加しています。

当社では、もしものトラブル(埋立処理場が受入完了すれば受入中止、既存の処理業者での受入不可、既存処理先の値上げ等)に対して、排出企業様に既存の処理業者以外での処理会社の確保を提案させて頂いており、小ロットから(例10t)でも受入させて頂いております。

MERIT

3

CSR推進

当社は、お客様の社内での3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動だけではなく、ゼロエミッションを推進し、循環型社会形成に貢献するお手伝いをさせて頂いております。また、当社はISO9001・14001を取得しており、産業廃棄物を中間処理する際も環境負荷低減を徹底しております。

埋立処分場（大阪湾フェニックス計画とは？）

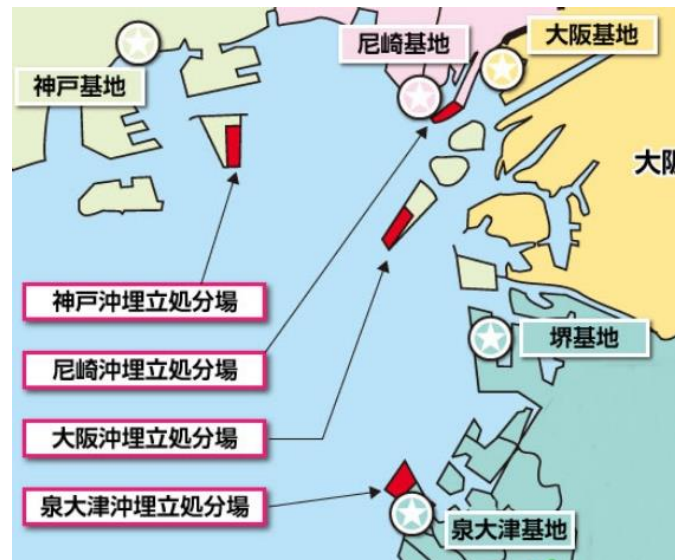
「大阪湾フェニックス計画」とは近畿2府4県、168市町村から発生する廃棄物を処分するために、大阪湾に4つの海面埋立処分場を整備するというプラン。
第一期計画としては「尼崎沖処分場」「泉大津沖埋立処分場」の2つを、第二期計画として「神戸沖埋立処分場」「大阪沖埋立処分場」の整備を推進しています。

処分料金表（税込み）令和元年10月改定分

単位（円/t）

廃棄物名称	処分料金
一般廃棄物	11,110
上水汚泥（公共系）	11,110
下水汚泥（公共系）	11,110
燃え殻	20,680
汚泥 A	13,310
汚泥 B	16,060
鋳さい	11,660
ばいじん	20,680
廃プラスチック類	16,060

廃棄物名称	処分料金
ゴムくず	15,070
がれき類	10,670
金属くず	12,870
ガラスくず及び陶磁器くず	12,870
シュレッターダスト	25,190
その他の産業廃棄物	20,680
陸上残土 A	1,210
管理を要する陸上残土 A・B	12,210



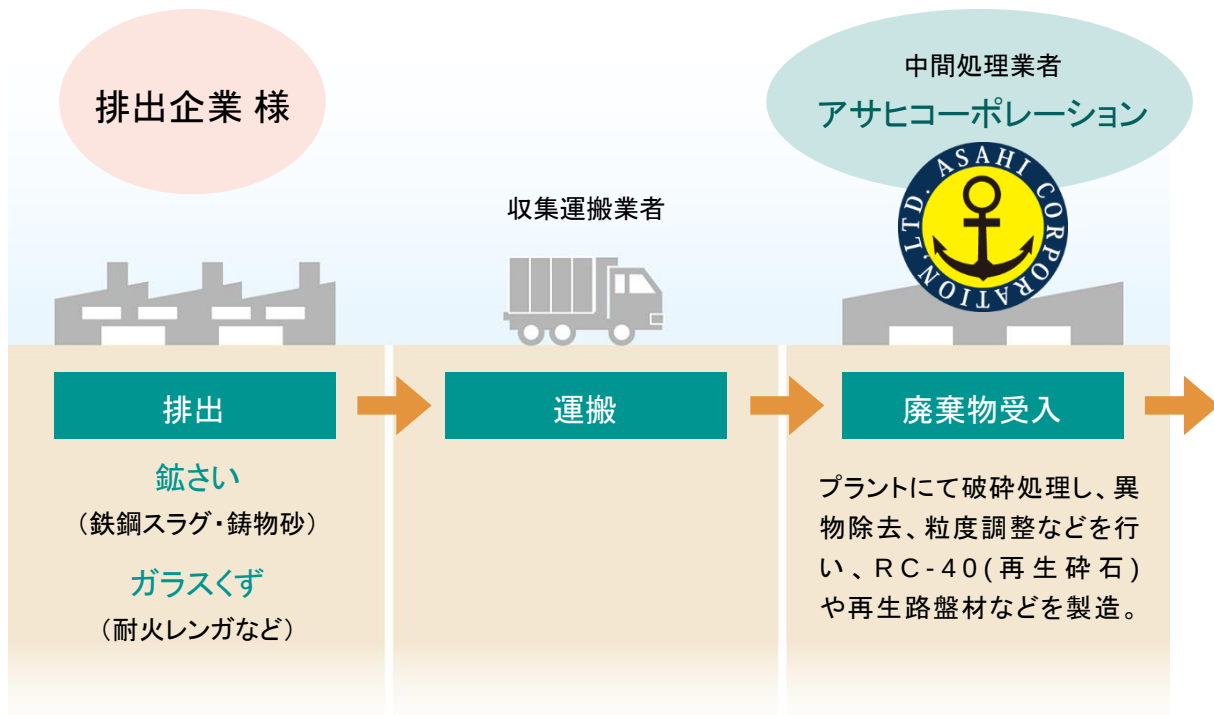


当社と埋立処分場(フェニックス)との比較

	アサヒコーポレーション	埋立処分場(フェニックス)
		
リサイクル率	100%リサイクル(再生路盤材や埋戻し材として販売)	最終処分(埋立のため地球環境に負荷)
処理能力	長年のクラッシング技術・ノウハウあり。(1,200t/日)	埋め立て処理
受入体制・優位性	臨港地区に位置し、船舶による大量受入も可能	トラックによる受入のみ
今後見通し	建設現場の埋戻し材として様々な現場に販売しており、長期的に受け入れ可能。リスク分散に貢献。	埋立容量が一杯になれば受け入れ不可
法令順守	大阪港湾局・大阪市環境局指導のもとコンプライアンス遵守	—
透明性	常時プラント見学受付可能	埋立のみで見学は基本的に不可
ISO	ISO14001・9001取得済(2015年度版対応済)	—
行政 (公共機関)	①大阪市優良モデルプラントに推奨。 ②再生路盤材は「大阪府認定リサイクル製品」に登録 ③産廃処分業における「優良認定事業者」に認定	—
お客様からの 要望への対応	担当営業が直ちに伺い提案・解決に取り組みます	資本が公的機関のため要望に取り組みせず



リサイクルフロー



RC-40は主に、建築現場等の埋戻し材や道路工事の下層路盤材として販売。公共事業などにも使用されます。



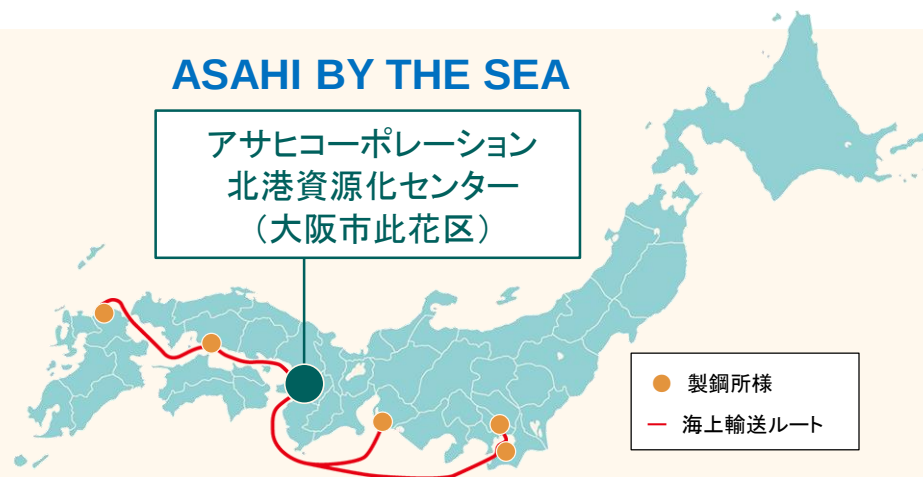
鉄鋼スラグ・廃耐火煉瓦・廃鋳物砂などは土地の造成や埋戻し材などに使用されます。



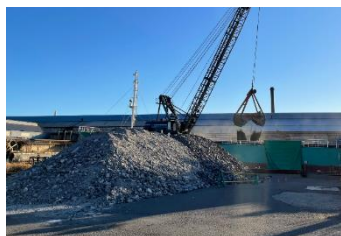
海上輸送を利用したリサイクルフロー(全国対応可)

ASAHI BY THE SEA

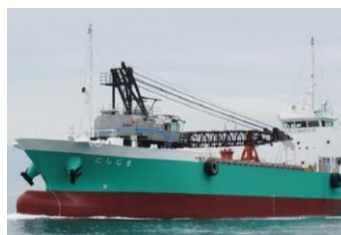
アサヒコーポレーション
北港資源化センター
(大阪市此花区)



九州・中国・中部・関東エリア
で発生した鋳さい・耐火レン
ガ・鋳物砂なども、岸壁から
船で積み出し、



海上輸送による
収集運搬を行います



兵庫県尼崎港で積み替え



神奈川・愛知の製鋼所様
からの受け入れ実績あり

弊社北港資源化センターへ
搬入後リサイクル





大阪府認定リサイクル製品(再生路盤材)

弊社にて受入した鉄鋼スラグ・耐火物・鋳物砂等から製造される再生路盤材は
平成30年3月に「大阪府認定リサイクル製品」に認定されました。

大阪府認定リサイクル製品
認定証

大阪市港区弁天一丁目2番1号08C200 オフィスタワー16 階
アサヒコーポレーション株式会社
代表取締役社長 太田 泰裕 様

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

平成30年3月1日

大阪府知事 松井 一郎

品 目 名	17 再生材料を使用した土木・建築用製品
認定番号・製品名	172070 再生路盤材
認 定 の 区 分	第1区分
認定の有効期限	平成30年3月1日から平成33年2月28日まで
認定証の更新の履歴	平成30年3月1日 認定日

※注釈 1. 認定要領第9条第1項に該当する場合は、認定の効力を失効します。
2. 認定を受けた者は認定要領第10条第1項から第3項に定める義務を遵守すること。



※大阪府のパンフレットにも掲載



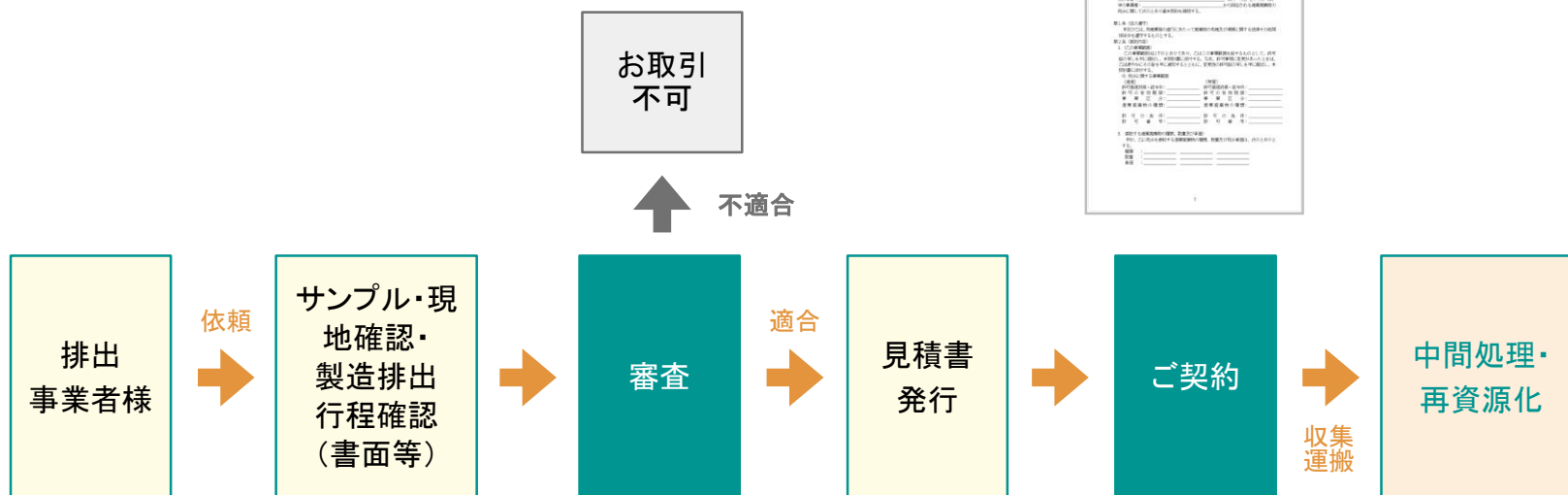
認定番号 172070・再生路盤材

- 埋め戻し材などに使用する路盤材
- 鋳物用の型枠に使用した砂などをリサイクル

製造者：アサヒコーポレーション株式会社



契約から搬入までのフロー



＜契約書＞

＜ご用意頂きたいもの＞

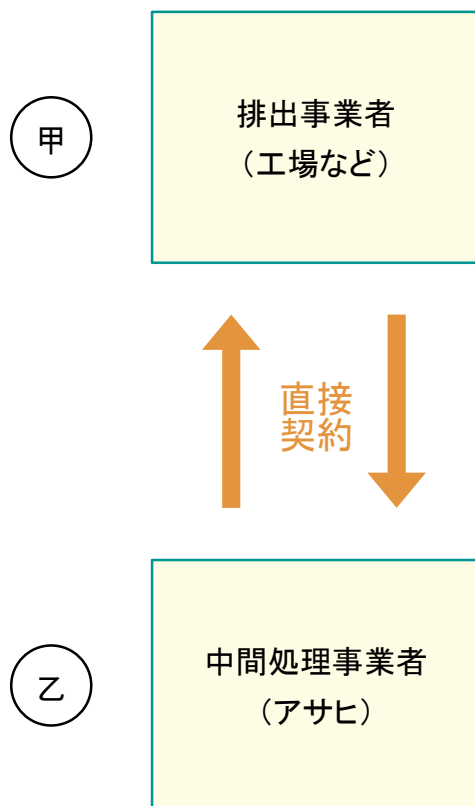
- 鉄鋼スラグ、鋳物砂、耐火レンガなどのサンプル
- 分析表(溶出・含有)

＜料金支払いに関する覚書＞



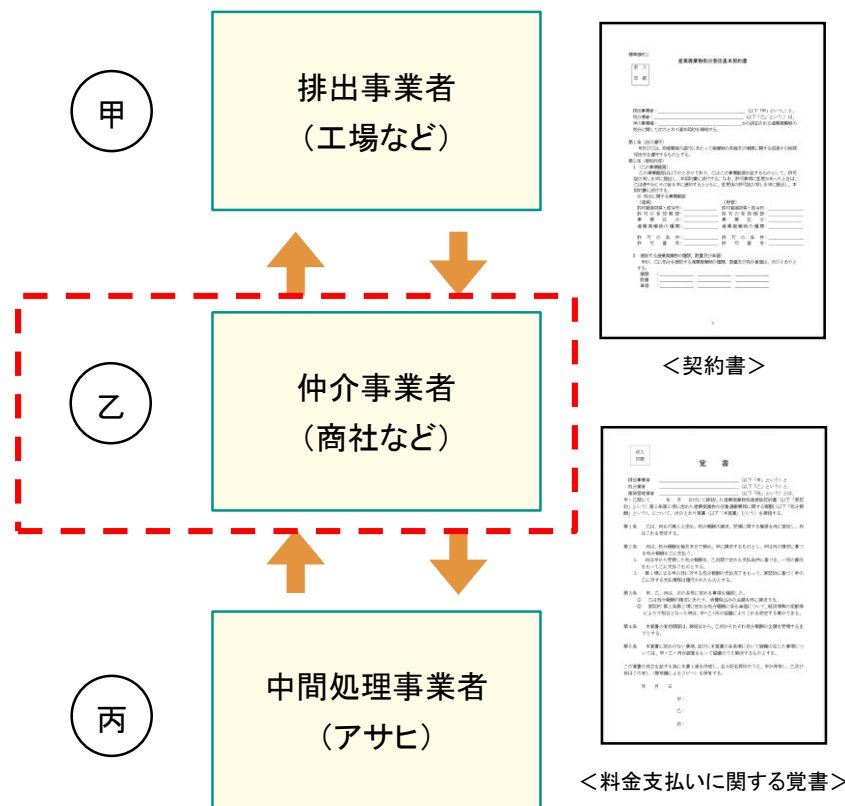
契約の流れ

2社契約の場合(契約書)

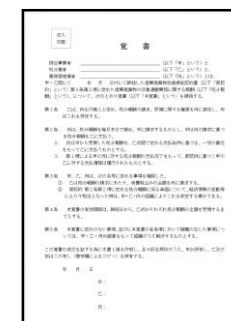


<契約書>

仲介事業者様が入る場合(契約書+覚書)



<契約書>



<料金支払いに関する覚書>



リサイクル例(1)

大手電気炉メーカー様

<きっかけ>

当初、大阪府内の処理業者にて全量処分しておられましたが、会社として1社に全量を任せることが「もしも・・・」の時を考えると不安であるため、弊社を処理会社として参入許可を頂きました。



<アサヒで処理を始めて・・・>

- 1 既存の処理業者が臨時休業になることが多い時には、弊社に処理を任せて頂いたことで、社内の産業廃棄物保管場所の円滑な運用ができるようになりました。さらに、2社に処理を委託することによって、リスクの細分化が可能になり、社内的に産業廃棄物の処分で悩むことはなくなりました。
- 2 コストダウンを達成しました。(平均約20%)
- 3 ISOの評価ポイントがアップしました。



リサイクル例(2)

大手電気炉メーカー様

<きっかけ>

当初、埋立処分場(フェニックス)にて全量埋立処分を行っていましたが、社内的にゼロエミッション達成のためリサイクルを推進したことや、CSR面(社会的責任)を担う企業として埋立処分という処分方法に疑問を持ち、リサイクルに力を入れることになりました。

<アサヒで処理を始めて・・・>

全量からではなく、少量からのリサイクルご提案をさせて頂きました。当社でのリサイクルが円滑に行われているかを確認された上で、ご納得頂ければ、処理量を徐々に増やしてはいかがですかとご提案。現在では全量を弊社にてリサイクルしております。





リサイクル実績

< 鋳さい(スラグ)・鋳物砂・耐火レンガ 受入実績 >

企業名	住所	処理内容	企業名	住所	処理内容
T工業	愛知県豊橋市	鋳さい(還元スラグ)	J<東日本製鉄所>	神奈川県川崎市	耐火レンガ
Y鋼業	岐阜県岐阜市	耐火レンガ	H造船<舞鶴工場>	京都府舞鶴市	鋳物砂
K<阪神工場・尼崎工場>	兵庫県尼崎市	鋳さい・セメントさい	O特殊製鋼	大阪市	鋳物砂
K<恩加島工場>	大阪市	鋳物砂	D<滋賀工場>	滋賀県竜王町	鋳物砂
K鐵工所<加賀屋工場>	大阪市	鋳さい・鋳物砂・耐火レンガ	N製鋼所	大阪市	還元さい・耐火レンガ
K鐵工所<堺工場>	大阪府堺市	鋳物砂・耐火レンガ	S	大阪府岸和田市	鋳物砂
Y	大阪府河内長野市	鋳物砂	K	兵庫県姫路市	鋳さい
S製鐵<堺工場>	大阪府堺市	耐火レンガ	Mキャスティング	京都府福知山市	鋳物砂

等多数メーカー様

< コンクリートがら受入実績 >

2021年販売実績(抜粋)	2022年販売実績(抜粋)
大阪工業大学大宮キャンパス5号館解体工事	なんばウォーク立体駐車場解体工事
雇用促進住宅大阪桜島宿舍取壊し工事	福山通運(株)大阪船場支店解体工事
(仮称)田島中学校区小中一貫校整備工事	UN御堂筋ビル アネックス棟等解体工事
玉造老人憩いの家解体撤去工事	アパホテル&リゾート大阪梅田駅タワー新築工事
東心斎橋1丁目計画工事 他多数	淀川中学校第2期増築その他工事 他多数



許認可免許・設備

通関業許可	財務省大阪税関長許可 第94号
保税蔵置場許可	財務省大阪税関長許可 調保指令第22号・23号・24号
倉庫業許可	国土交通大臣許可 港倉第24号 第1742号
自動車運送業許可	国土交通省近畿運輸局長許可 大 第4147号
港湾荷役事業許可(沿岸荷役限定)	国土交通省近畿運輸局長許可 近運港第267号 (関連会社:朝日クレーン株式会社)
港湾労働者派遣事業許可	厚生労働大臣許可 港27-17-0077号(朝日クレーン株式会社)
自動車運送取扱業許可	国道交通省近畿運輸局長許可 大 第3296号 取扱業の種別 : 自動車運送取扱業、自動車運送代弁業、自動車運送利用業
公認計量業許可	大阪府知事許可 大 第620号 (関連会社:旭運輸株式会社)
道具商(古物商)許可	大阪府公安委員会許可 第621051900859号
廃棄物再生事業者	大阪府知事許可 第432号
産業廃棄物処理業許可	大阪市産業廃棄物処理許可No.第6620102459号 事業の区分:中間処理 許可の有効年月日:令和10年5月14日 処理品目:がれき類・鋳さい・ガラス陶磁器くず・金属くず 中間処理方法:破碎 処理能力:1,200t/日
ISO取得状況	ISO14001(MSA-ES-845:2015年度版対応済)、ISO9001(MSA-QS-3729:2015年度版対応済)

<設備概要>

4.5トンGB付ジブクレーン	1基
デジタルトラックスケール(3.5m×15m)	60トン秤(大阪府公認)
鋳石クラッシャー機械プラント	4基
コンクリートガラクラッシャー機械プラント	1基
圧縮梱包機(50トン・25トン)	各1基
大型車両・ショベルローダ・フォークリフト	常備

<産業廃棄物収集運搬業許可一覧>

◎:積み替え保管を含む ○:積み替え保管を含まない

許可自治体	許可番号	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動・植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	及び陶磁器くず	コンクリートくず	ガラスくず	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	許可期限日
大阪府	2700102459						○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					平成37年3月16日
兵庫県	2803102459													○	○	○	○	○					令和6年7月2日



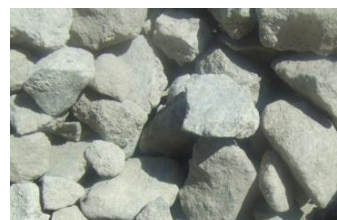
アサヒ北港資源化センターご紹介



鉍さい



選別・破碎



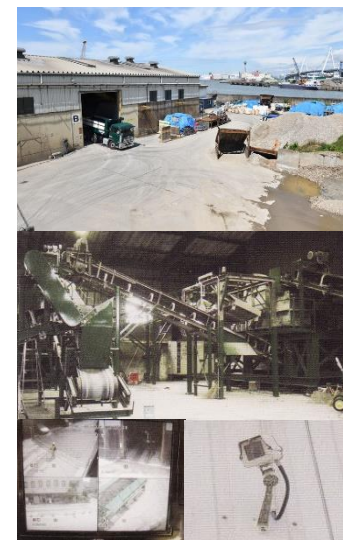
再資源化

一部の鉄鋼スラグ・鋳物砂及び耐火レンガは、ほとんどが埋立処理をされるなどリサイクルしにくいものと思われませんが、弊社では中間処理(プラントにて選別・破碎などの適正処理)後、再生下層路盤材や埋め戻し材として再利用出来るようにしております。主にRC-40(サイズ0mm~40mm)・再生路盤材(自社規格)として粒度調整し製品化しております。また、受入廃棄物の適正処理を推進するために、監視カメラを設置し、積載物の量や形状などをチェックしています。弊社は関西圏の各製鋼メーカーに副原料となる合金鉄などを粉碎加工及び保管納入しており、鉄鋼スラグ・鋳物砂・耐火レンガなどの産業廃棄物収集運搬も承っております。

所在地	大阪市此花区梅町2-1-60
保管面積	上屋・野積倉庫合計・・・24,731m ² (約7,494坪) 上屋倉庫・・・・・・・10,401m ² (約3,152坪) 野積倉庫・・・・・・・14,330m ² (約4,342坪)
処理能力	1,200t/日
月間受入許容量	36,000t/月
処理実績	がれき類 119,229t/年 (2022年実績) 鉍さい・耐火煉瓦・鋳物砂 38,194t/年 (2022年実績)



下層路盤材



アサヒプラント



アサヒコーポレーションの強み

私たちの強み

— ASAHI BY THE SEA —

強み 1



大阪ベイエリアの此花区北港エリアに位置し、高速道路からのアクセスも良好です。

強み 2



船舶を利用した産業廃棄物の大量輸送にも対応し、九州・関東方面からのリサイクルのご要望にも柔軟に対応いたします。

強み 3



これまでに多種多様な廃棄物処理のご相談に対応し、蓄積されたノウハウで適正処理とコストダウンをご提案いたします。



会社概要

社名	アサヒコーポレーション株式会社
代表取締役会長	太田 裕史
代表取締役社長	太田 泰裕
所在地	■本社……………大阪市港区弁天1-2-1 ORC200オフィスタワー16階 TEL:06(6573)3631 FAX:06(6573)3635 ■北港支店……………大阪市此花区梅町2-1-60 TEL:06(6468)1551 FAX:06(6468)2175 ■北港資源化センター……………大阪市此花区梅町2-1-60 TEL:06(6468)5566 FAX:06(6468)2233
創業	大正3年(1914年) 5月 ※創業108年を迎えました
法人設立	昭和28年(1953年) 11月21日
資本金	8,000万円
事業内容	通関業・倉庫業(保税蔵置場)・陸運業・港湾荷役業・公認計量業(関連会社:旭運輸株)・クラッシング加工業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物中間処理業・資源リサイクル業(がれき類、鋳さい、ガラスくず、金属くず)
加盟団体	(財)日本関税協会 (社)日本通関業連合会 大阪通関業会 (社)大阪港振興協会 (社)大阪倉庫協会 (社)大阪府トラック協会 (社)大阪商工会議所 (社)全国産業資源循環連合会 (社)大阪府産業資源循環協会 ほか



当社は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



11 住み続けられる
まちづくりを



廃棄物を原料(資源)として再利用すること、それにより最終処分する廃棄物自体を縮減することが求められています。

当社は、マテリアルリサイクル(資源化)を中心にさまざまなリサイクルのご提案を行うことで
持続可能な社会を実現することを目指しています。

